

令和8年度滋賀県風しん予防接種助成事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 風しん予防接種助成事業費補助金(以下「補助金」という。)は、滋賀県が実施する風しん抗体検査を受け、風しんに対する免疫が不十分との判断により、風しんワクチンの接種を推奨された者を対象として、市町が実施する当該予防接種の助成に要する経費に対し、予算の範囲内において市町に交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 風しんワクチンの接種に必要な経費を助成することにより、妊婦を風しんから守り、子どもの先天性風しん症候群の発生をなくすことを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次条に規定する事業に取り組む県内の市町(大津市を除く。)とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の要件を満たす風しん予防接種助成事業とする。

- (1) 接種対象者については、以下のいずれにも該当する者とする。
 - ① 滋賀県風しん抗体検査事業による風しん抗体検査を受けた者。
 - ② ①の検査を受け、風しんに対する免疫が不十分との判断により、担当医から風しんワクチンの接種を推奨された者。
- (2) 風しんワクチンの接種の期間については、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に実施したものとする。ただし、風しん抗体検査の期間については、令和8年3月1日から令和9年3月31日までの期間に実施したものとする。
- (3) 助成対象となる風しんワクチンの接種は、1人につき生涯に1回を限度とする。
- (4) 風しんワクチンとは、麻しん風しん混合ワクチンも含むものとする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次により算定された額とする。

ア 次の表の対象経費の欄に定める経費の実支出額と基準額の欄に定める額とを比較して少ない方の額を選定する。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
風しん 予防接種 助成事業	(1)風しんワクチン (2)麻しん風しん 混合ワクチン	次により算出した 額の合計 7,000円×接種者数	風しん予防接種（令和8年4 月1日から令和9年3月31 日までに接種されたものに限 る。）の助成に要する経費（事 務費を除く。）	1 / 2

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、算出された合計額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

（交付の条件）

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、または事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした別紙様式1および2による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

（申請手続）

第7条 補助金の交付を受けようとする市町の長（以下「補助対象事業者」という。）は、補助金交付申請書（別紙様式1）と規則第3条の規定に定める事業計画書（別紙様式1-1）および添付書類（歳入歳出予算書抄本など）を添付の上、知事に提出しなければならない。また、その提出部数は1部とする。

2 前項の規定による申請書の提出期限は、別に定める日までとする。

（変更申請手続）

第8条 交付申請をした市町は、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更する場合には、変更交付申請書（別紙様式3）と事業計画書（別紙様式1-1）および添付書類（歳入歳出予算書抄本など）を知事に提出するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業が完了したときは、事業実績報告（別紙様式2）および添付書類（別紙様式2-1、歳入歳出決算書抄本など）を知事に提出しなければならない。また、その

提出部数は1部とする。

- 2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）日から起算して30日を経過した日または別に定める日のいずれか早い期日までとする。

（標準事務処理期間）

第10条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- （1）規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、第7条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- （2）第8条の規定による補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から起算して30日以内に変更交付決定を行うものとする。
- （3）規則第13条の規定による額の確定は、第9条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

（遂行状況報告書）

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し、補助対象事業の遂行状況について、報告書の提出を求めることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金に適用する。